

(公印・契印省略)

統計委第12号
令和2年7月10日

総務大臣
高市早苗 殿

統計委員会委員長
北村 行 伸

諮問第141号の答申
毎月勤労統計調査の変更について

本委員会は、令和2年5月20日付け厚生労働省発政統0520第1号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 調査計画の変更

1 特別調査の令和2年実施の中止

(1) 承認の適否

本申請のうち「特別調査」の本年の中止については、(2)理由等で指摘する特別調査を代替する調査を実施することを条件に、承認することはやむを得ないと判断する。

(2) 理由等

本申請では、本調査のうち「特別調査」の本年の実施を中止する計画である。

これについては、新型コロナウイルス感染症の影響のため、①これまでのような調査員の面接による調査の実施が難しい状況にあること、②本調査のうち毎月実施している全国調査及び地方調査の継続を確保する上で、調査実施者である都道府県の負担が例年以上に増大していることから、特別調査の実施が困難であり、本年度に限り中止したいとしており、現下の状況を考慮すると、調査員調査による特別調査の本年の実施を中止することはやむを得ない。

しかしながら、①特別調査の結果は国民経済計算の年次推計における雇用者報酬及び労働時間の推計、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）における雇用者報酬の推計等に利用されていること、②新型コロナウイルス感染症の影響は小規模な事業所ほど大きいと推測されることから、従前の特別調査のような精度は確保できないとしても、特別調査の対象である常用労働者5人未満の事業所の実態を把握する必要性は高いと考えられる。

したがって、本年度に限り、これまでの調査員調査による特別調査に代替する郵送及びオンラインによる調査（以下「代替調査」という。）を常用労働者5人未満の事業所を対象に実施する必要があることを指摘する。

その際、代替調査の回収率の向上等できる限り結果精度を確保する工夫を行うとともに、その実施方法や実施状況の情報を公表する必要がある。また、統計利用者等に対して、特別調査の中止の理由、中止に伴う対応策、特別調査と代替調査は直接比較できないこと等の情報を分かりやすく説明する必要がある。

さらに、代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析する必要がある。

2 5～29人規模の事業所を対象とする調査方法の変更

(1) 承認の適否

本申請のうち、調査方法について、常用労働者5人以上30人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更を行うことについては、承認して差し支えない。

(2) 理由等

本申請では、調査方法について、常用労働者5人以上30人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更を行う計画である。

これについては、今般、地方によっては、新型コロナウイルス感染症の発生により調査員が報告者と接触することが困難な状況が発生していることから、そのような場合には、郵送による調査を実施するものであり、適当である。

ただし、郵送とした場合には、結果精度を確保するため、電話による相談体制を整備するなど、報告者が調査票の記入等で困らないような環境を整備するとともに、回収率の向上に努める必要がある。また、調査方法の変更の影響について調査実施後に分析する必要がある。

II 統計委員会諮問第124号の答申（平成31年1月30日付け統計委第5号）における「今後の課題」への対応状況等について

本調査については、前回答申において、表2のとおり、検討課題が指摘されている。

表2 前回答申における「今後の課題」について

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「2)調査計画に記載された33,200事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。② 全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。③ 本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。 |
|--|

これらの課題については、順次対応が進められており、統計委員会にも報告されている。

Ⅲ 今後の課題

- 1 厚生労働省は、本年度の特別調査に代わり、常用労働者5人未満の事業所を対象に代替調査を実施し、令和3年5月上旬に公表される令和3年1月から3月までのQEの雇用者報酬の推計に活用できるよう、令和3年4月末までに集計結果を公表することが必要である。
その際、厚生労働省は、令和元年調査の回答情報等を有効に活用して回収率の低下に伴い懸念される精度悪化に対応するための補助情報を併せて作成し、調査結果を活用する者に提供することが必要である。
- 2 代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析するとともに、当該分析結果を踏まえ、行政記録情報やその他の情報の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うことが必要である。
- 3 常用労働者5人以上30人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更がどの程度統計に影響を与えたかを調査実施後に分析する必要がある。